

## 傷病手当金を請求される方へ（必ずお読みください）

### 1. 傷病手当金とは

被保険者が業務外の病気や怪我の治療のために仕事に就けず、給与が支払われないとき、以下の①～③すべての支給要件を満たしている場合に支給される生活保障としての給付です。（業務上および通勤途中の事故による傷病は「労災保険」で扱われます。）

- ①療養中（自宅療養可）であること
- ②連続して4日以上休んでいること  
（最初の3日間は待機をとり、休業4日目から支給）
- ③給料が支払われていない、または傷病手当金の額より少ないこと



### 2. 支給される期間

1つの疾病につき支給開始日から1年6カ月が限度です。会社を休み始めた最初の3日間は「待機」となり支給されません。

- \* 待機期間とは、連続して3日以上仕事を休んでいる状態であり、休日（土・日・祝）および有給休暇も含まれます。
- \* 支給期間内に出勤した日がある場合、その日は支給されません。
- \* 暦日で1年6カ月までが限度のため、途中出勤した日があっても支給開始日から1年6カ月を超えた期間については支給されません。

#### 【再発について】

ダイヘン健康保険組合では、傷病手当金の受給が終了した後、その病気または関連性のある傷病名で治療行為が一定期間継続していなければ、『社会通念上治癒したもの』とみなして、新たに傷病手当金を受給することが出来ます。ただし、その病気に関して医師が経過観察中であり病気が継続していたと判断された場合は、最初の休業日から1年6カ月の支給で満了となり新たに受給することはできません。

### 3. 支給額と支給調整について

傷病手当金の支給額は、休業1日につき標準報酬月額額の3分の2相当額と決められています。障害厚生年金、労災保険の休業保障給付、老齢厚生年金(退職後受給の場合)等を受給されている方は傷病手当金は支給されません。ただし、受給額が傷病手当金等の額を下回るときは、その差額が支給されます。また、退職後受給中に雇用保険を申請または受給されている場合、傷病手当金の併給はできません。なお、健康保険法の改正に伴い、平成28年4月以降の支給額は、休業1日につき「支給開始月を含む直近12ヶ月の平均標準報酬月額を30で除した額の3分の2相当額」となります。

ただし、被保険者期間が1年未満の場合は、被保険者期間における標準報酬月額額の平均と、支給開始日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の平均標準報酬月額額のいずれか少ない額の3分の2相当額となります。

### 4. 傷病手当金請求書提出時の注意事項

- ① 傷病手当金は給与に代わり支給されるものです。基本的に1か月単位でご請求ください。
- ② 医師の証明は、必ず診察を受けた上で『証明日以前の期間』についての傷病の主症状、経過概要、労務不能理由を詳細に記載してもらってください。
- ③ 転居や治療の都合で転院する場合は請求書を分けて作成し、其々の病院で通院した期間について其々の医師に証明を受けてください。
- ④ 被保険者従業員は事業主経由で（事業主が外部委託している場合はそちらへ）、任意継続被保険者・資格喪失者は直接ダイヘン健康保険組合へご提出ください。事業主証明には時間がかかります。健康保険組合に締切日（毎月15日）までに到着しなければ翌月の処理になりますので、具体的な手続きや必要な日数等は事前に事業所の担当者（外部委託業者等）にご確認ください。

### 5. 内容審査および支給日と支払方法について

- ① 書類到着後、支給可否について健康保険法に基づき内容審査（※）を実施します。  
※内容審査： 疾病・負傷やその症状、医療機関への受診(投薬)状況等や、過去の傷病手当金の受給状況等により、必要に応じて被保険者・医師等へ照会させていただき、支給可否について適正に判断を行います。場合により審査に時間がかかることがあります。医師の意見を参考にし、当組合が認めた場合に支給されますので、支給妥当でないと判断した場合は支給されません。
- ② 毎月の締切日(15日)までに健保に到着した請求書については上記の審査の上支給決定を行い、翌月の給与支払日に、原籍が(株)ダイヘン・ダイヘンテック(株)・ダイヘンビジネスサービス(株)・ダイヘン産業機器(株)の被保険者従業員は事業主経由で、それ以外の会社の被保険者従業員・任意継続被保険者・資格喪失者は直接銀行口座へ支給します。但し、事業主経由で支給する被保険者従業員であっても、その該当月に給与が発生していない場合は、健康保険組合から直接銀行口座へ支給します。

### 6. 資格喪失（退職）後の支給について

以下①～③の要件をすべて満たしている場合は、資格喪失後も継続して支給されます。

- ① 退職前に被保険者期間が継続して1年以上(任意継続期間を含まず)あること
- ② 退職の日に傷病手当金を受けている、もしくは受け得る状態にあること
- ③ 退職後も引き続き同じ病気療養のため(医師の診断により)労務不能の状態であること
- \* 退職後に働ける状況になり傷病手当金が不支給になった場合には、その後さらに労務不能になったとしても傷病手当金は支給されません。
- \* 雇用保険の失業給付を受ける場合は支給されません。
- \* 退職日に労務に就いた場合、退職日以降の傷病手当金(継続給付)は支給されません。